契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　　事　　名	高丸橋他１橋添架汚水管改良工事

契約変更後の工事概要

・高丸橋　　現場塗装工　一式

・東高丸橋　　現場塗装工　一式

契約変更の理由

１．汚水管塗装工の増工

下塗り層（有機ジンクリッチペイント）において、旧塗膜の健全部を残した状態で１回塗りで施工することを想定していたが、旧塗膜を剥離した結果、当初の想定より健全部が少なく、必要な膜厚を確保するために２回塗りで施工する必要が生じ、増工となる。

２．事前調査費および塗膜くず処分費の増工

旧塗膜剥離作業により発生する塗膜くずについて、処分地を選定するために含有物の分析試験が必要であったため、増工となる。

また、分析試験の結果、塗膜くずに鉛が検出されたため、処分可能な処分地を選定した結果、増工となる。

（公表様式第６号）